

# 老人ホームヘルプサービス事業における24時間対応ヘルパー（巡回型）事業の実施について

平成7年6月21日  
老計第94号  
厚生省老人保健福祉局  
老人福祉計画課長

老人ホームヘルプサービス事業については、昭和51年5月21日社老第28号「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」の別添1「老人ホームヘルプサービス事業運営要綱」（以下「運営要綱」という。）に基づき実施してきたところであるが、今般、サービス提供体制の多様化を図り、高齢者のニーズにきめ細かく応えたサービスを提供するため、ホームヘルパーの派遣を巡回型により24時間対応できることとする24時間対応ヘルパー（巡回型）事業を実施することとした。

については、本事業の実施は、下記により取り扱うこととしたので、管下市町村に対し、その趣旨の徹底を図るとともに、本事業の円滑な実施について遺漏のないよう指導されたい。

## 記

### 1 目的

介護を要する高齢者等を抱える家庭に対し、ホームヘルパーの派遣を巡回型で行うことにより、深夜帯等を含め24時間対応できる体制整備を行い、もって高齢者福祉の向上及び家族等の負担軽減を図るものとする。

### 2 派遣対象者

原則として、概ね65歳以上の者であって身体上又は精神上著しい障害があるため、常時介護を必要とする者のいる家庭とする。

なお、身体障害者ホームヘルプサービス事業及び心身障害児（者）ホームヘルプサービス事業の派遣対象者についても、上記に準ずる場合には利用対象者として差し支えないものとする。

### 3 運営方法

#### （1）サービス内容

本事業による提供されるサービスは、巡回により提供される身体介護に関するサービスとする。

したがって、本事業と運営要綱に基づき、従来から提供されているホームヘルプサービス事業と併せて実施することにより、24時間体制でホームヘルプサービスを提供する体制が整備されるものである。

#### （2）派遣時間等

ア．本事業のサービス提供に要する派遣時間帯は、概ね次のとおりとする。

昼間帯	午前9時から午後5時
早朝・夜間帯	午前7時から9時及び午後5時から9時
深夜帯	午後9時から翌日の午前7時

イ．派遣対象者の状況によっては、早朝・夜間帯及び深夜帯のみのサービスも可能とする。

#### （3）派遣形態

- ア．派遣対象者の家族等の就寝時等にサービスを提供すること及び深夜にも業務がおよぶこと等を勘案し、深夜帯は2人1組での巡回サービスを原則とする。
- イ．本事業の実施に当たっては、主任ヘルパー等コーディネーターの役割を担う常勤職員を配置するものとする。
- ウ．サービス提供に先立ち、あらかじめ利用者の心身の状態、生活時間、家族介護の状況を勘案して、居宅を訪問する時刻、行う介護等の内容、所要時間等を定めたサービス提供計画を作成し、サービス提供は、基本的にはこの計画に基づいて行うこととする。
- ただし、計画外の介護等のサービス提供の必要性が認められた場合は、所要の対応を行うものとする。

#### （４）事業単位

本事業は、適正に事業運営ができる程度の対象人員（概ね20人から50人程度を基本とする。）を単位として実施するものとする。

## 4 費用負担

- （１）本事業の利用者は、深夜帯については別表の基準により訪問回数ごとに費用を負担することとする。

なお、昼間帯及び早朝・夜間帯については、運営要綱の別表に定める費用負担基準を適用する。

- （２）利用者の費用負担額は月単位で決定するものとし、それぞれの時間帯の費用負担の合算額とする。

## 5 関係機関との連携等

本事業の実施に当たっては、以下の事項についても留意するものとする。

- （１）当該市町村における他の在宅福祉サービス等との連携はもとより、老人訪問看護ステーション等在宅保健医療サービスの実施機関等との連携を確保し、また、当該市町村の高齢者サービス調整チーム及び事業実施区域内の在宅介護支援センター等との連携強化を図ることとする。

- （２）本事業は運営要綱に定めるサービス内容のうち身体介護サービスが中心となるが、必要に応じて、家事援助サービスが提供されるよう、援助に万全を期すこととする。
- （３）当該市町村における老人ホームヘルプサービスの派遣対象者で、本事業の対象とならない者に対するホームヘルプサービスの提供についても、サービス低下を来さないよう留意するものとする。
- （４）市町村は、在宅介護支援センター等の活用により、当該区域の要介護高齢者等の実態把握に努めるとともに、本事業の広報活動等積極的に事業の普及促進を図ることとする。

## 6 その他

- （１）本事業の対象経費は、3の「巡回により提供される身体介護に関するサービス」に要する経費であり、別途指示する協議書により、1事業単位ごとに本職当て個別に協議するものとする。
- （２）本事業に要する経費は、概ね以下の基準に基づき、算定されることになるが、当分の間、事業の実施方法を個別に審査し、総事業費を決定することとする。

ただし、事業が1年に満たない場合は、原則として、事業費を12で除して得た額に事業実施月数（1月未満は1月とする。）を乗じて得た額とする。

1事業単位当たり	20人～29人	23,000千円（年額）
	30人～39人	31,000千円（年額）
	40人～49人	39,000千円（年額）
	50人以上	46,000千円（年額）

- （３）ア．本事業の実施に当たっては、必要に応じ、事業の実施状況、問題点、効果等について、適宜、実施市町村等間で情報、意見の交換を行う場を設けることとし、より円滑かつ適切な事業の実施を図るものとする。

イ．本事業を実施する市町村にあつては、本事業実施年度の翌年度の4月30日までに事業実施に係る問題点及び効果等について本職あて報告を行うものとする。

なお、この報告内容を踏まえ、効率的かつ効果的に事業実施が行われるよう本業の実施

方法等について随時内容等の見直しを行うこととしている。

(4) 本事業の実施主体が、ホームヘルプサービス

チーム運営方式推進事業の基準を満たしている場合は、チーム運営方式としても認める方針である。

(別表)

利用者世帯の階層区分		深夜帯 1回当り
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	無料
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	200円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	350円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	550円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	700円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	750円